

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十二月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯 塚 雅 彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 児玉新町線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
先まで 字勅使河原字久保一五一九番一 地 一三四番一地先から同郡同町大 児玉郡上里町大字勅使河原字宮本 一三・二〇	先まで 字勅使河原字久保一五一九番一 地 一三四番一地先から同郡同町大 児玉郡上里町大字勅使河原字宮本 一三・二〇	先まで 字勅使河原字久保一五一九番一 地 一三四番一地先から同郡同町大 児玉郡上里町大字勅使河原字宮本 一三・二〇	区 間
一七〇・八四	一七〇・八四	一七〇・八四	敷地の幅員 (メートル)
一七〇・八四	一七〇・八四	一七〇・八四	延長 (メートル)
	児玉郡上里町へ一部引継ぎ	児玉郡上里町へ引継ぎ	備 考